

議案第7号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出

日野町長 塔田淳一

記

1 権利の相手方

鳥取県日野郡日野町下榎1183番地

有限会社フレッシュひの

代表取締役 石田哲也

2 権利の内容

有限会社フレッシュひのに出資している出資金31口1,550,000円  
に係る払戻請求権

3 放棄の理由

有限会社フレッシュひのは実態は解散しているが清算未了であり、清算手続きを執行しても会社の財産はなく配当が見込めないため。

## 提案理由と概要

### 1 背景及び趣旨

有限会社フレッシュひのは、平成10年3月に宿泊施設、レストラン経営等に関する業務を目的に設立され、資本金は305万円（61口）で内日野町出資額が155万円（31口）で、残口は社員2名が出資している。

平成10年4月から日野町交流センター（リバーサイドひの）の管理運営を受託し、平成18年4月からは指定管理者として同施設を受託していた。

平成19年9月経営悪化により指定管理を解除し現在に至っている。

有限会社フレッシュひのの会社組織としては、破産、整理等行われておらず、実態は解散しているが清算未了であり、清算手続きを執行しても会社の財産はなく配当が見込めない状況である。

### 2 提案内容

有限会社フレッシュひの（代表取締役 石田哲也、鳥取県日野郡日野町下榎1183番地）に出資している出資金31口1,550,000円に係る払戻請求権を放棄するもの。

### 3 放棄の時期

議決の日。